

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	標茶町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/gyousei/sesaku_keikaku_kouhyoushiryou/

執行機関名 標茶町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例(昭和48年3月24日条例第13号)による乳幼児等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	56	
番号法別表第2の項	74	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第38号)別表第一 第3の項 標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例(昭和48年標茶町条例第13号)による乳幼児等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)	標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例(昭和48年3月24日条例第13号)
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児等の医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の健康増進と健やかな育成を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例(昭和48年3月24日条例第13号) 標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例施行規則(昭和48年4月1日規則第17号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例第5条
事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児等の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例施行規則第3条第1項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	イ 当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該請求に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2～10		
事務2～10		
備考		